

令和4年度事業計画

第1 発展し続ける司法書士（現状認識）

「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」を司法書士の使命であると定める改正司法書士法が施行され、2年弱が経過した令和4年は、わが国最初の裁判所構成法である司法職務定制により誕生した司法書士制度が150周年を迎える年である。この間、司法書士制度は、常に国民の権利を保全・保護に寄与する先人たちの努力とも相まって、大きな信頼を得つつ発展を遂げてきた。

現在、世界は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響による様々な制約を受け、市民の生活は多大な打撃に晒され続けている。社会全体の非接触移行への求めから、多くの分野がリモート化への急激な変容を迫られており、IT、DX等で表されるデジタル化への対応が必須となっている。それらの進歩のスピードは目を見張るものがあり、当然のことながら司法書士業界も変革を要求されることとなるが、法律事務の専門家たる司法書士はそれに対応する体制を整えていかなければならない。

この局面での司法書士にとってピンチとそれに勝る大きなチャンスがある。市民の利便性向上のための技術革新によってオートメーション化される分野は数多くあり、事務作業と思われがちなものはその最たるものであろう。では、司法書士業務はどうだろうか。従来から司法書士が行っていた業務は、当然、事務作業に終始するものばかりではない。しかしながら、ひたすら事務作業を中心とする業務に没頭し、時代の潮流に乗り損なうようなことがあれば、本来の力を発揮する場面すら与えられず、極論すれば資格制度そのものが不要との誹りを受ける可能性すらあるであろう。逆に言えば、司法書士の持てる知見と技術を駆使しつつ、人、物、意思と事象そのものを結び付けていくインターフェイスとして、国民の権利を擁護する法律事務の専門家としての存在感を示すことにより、さらに活躍の場を広げていくことが可能となる。司法書士にはピンチに立ち向かい、チャンスに 대응する能力があり、それをより発揮しやすい時代が到来したとも言え、まさに「使命」を果たすための行動が求められている。

一方、いくつかの司法書士会では既に大きな問題になっている司法書士会員数であるが、わずかではあるが全国の司法書士会員数が減少に転じたという現状は極めて憂慮すべき事態である。平成14年の司法書士法改正時、司法制度改革審議会において、「国民の最大の要求は、少額な事件についての権利の実現や救済、日常・家庭生活から生じる法律問題についての適切・迅速な処理の担い手としての法律実務家が身近に存在することである。」との考え方に基づく議論がなされた。このことから、市民に最も身近な法律家である司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務を行う権限を獲得し、国民が等しく法律問題の解決をする機会を得られる環境を整備しなければならないという重大な責務を負うこととなった。この負託に応え続けるためには、司法アクセスポイントとして司法書士が全国に普く存在することが必須であり、これまでも司法過疎地解消のために多くの施策が実行されてきた。それを可能ならしめたのは司法書士の質と量であったが、会員数はもとより、司法書士受験者数の減少とい

う点においても、今後の事業実態に負の影響が及ぶ可能性が高まっている。司法書士養成制度及び過程の見直しを検討しつつ、司法書士の業態の発展により、その魅力を存分に伝えていくことで、市民の司法アクセス権の確保とさらなる拡充、強化を目指すための人材を確保していかなければならない。

第2 歩み続ける司法書士（問題提起）

上記に挙げたとおり、国民のニーズに応え続けていく司法書士にとって、①技術革新への対応、②司法書士人口の確保、はいずれも急を要する課題である。と同時に、今まで積み上げてきた知識、技術、信頼をより向上させていくため、日々の研鑽と実践が、既に司法書士として活躍している各会員に求め続けられていることは言うまでもない。

少なくとも現状を知り、問題を感じ、そこに私たちを必要とする人がいる限り、研究・研修と実践の両面を全力で行っていくこと、そして、常に国民の側に立ち続け、決して妥協することなく国民の側からの発信を続けていくことが私たちの責務である。

平成27年に発表されたコンピュータ化と仕事の未来予測（オックスフォード大学と野村総合研究所の共同研究）の中では、司法書士業務の78%がAI技術等の進展によりオートメーション化されうるものと示されていた。もちろん、この数字は業務の78%が実際にオートメーション化されるという意味ではなく、これをもって司法書士という職能そのものが不要となるというデータでもない。しかし、現在の司法書士業務の多くは、創造的な思考過程を経る必要の少ない定型的なものが多いという認識に基づいて算出された数値であることは否めない。では、私たちが必要とされ続けるために、言い換えるならばこの時代に取り遅れないための変化をどう成していけばよいのだろうか。司法書士のインターフェイスとしての存在価値を高めることと同時に、従来から行っている業務の充実と発展、そしてデジタル化への対応に迅速かつ早急に取り組まなければならない。さらには、自身の将来像を見定め、司法書士制度のみではなく、社会全体の制度改革をも提言していくこと、こういったことに試行錯誤を繰り返しながらもチャレンジし続けることで、私たちの、そして新たに仲間となる者の未来を創造していくことができよう。

以上を踏まえ、令和4年度は次の事業について特に重点を置き、推し進めていきたい。

1 急速なデジタル化への対応（最重要課題1）

国の掲げる規制改革実施計画においては、行政手続の100%オンライン利用が記されている。この流れは司法書士が行う業務についても派生していくことになる。そこで、業務及び執務環境のデジタル化対応を進めるための各業務について取り組む。

（1）不動産登記に関連する業務

「デジタル社会形成関係整備法案」が制定され、押印が廃止される行政手続は全体の99%とされた。脱ハンコという潮流の中で、不動産登記の真正担保機能を維持・発展していくため、不動産DX事業についての動向を注視し情報収集を行っていくものとする。

さらに、隔地者間による等、様々な不動産取引態様の需要に対応すべく、既に実装済みのマイナンバーカードを利用した公的個人認証の有効性確認システムの利用を活性化させていくものとする。もちろん、司法書士業務に大きな影響をもたらす行政手続のデジタル化は、登記の専門家である司法書士としては積極的に推進する立場で対応していかなければなら

ない。そのためには、関連団体とこれまで以上に情報共有し連携をとりながら、他士業との差別化、競争力の増強をしつつ、動的又は立体的にリーガルリスクマネジメントができるように、取り組んでいく。

(2) 商業・法人登記

いわゆる令和元年改正会社法においては登記事項でもある株主総会資料の電子提供制度が創設され、同年改正商業登記法においては印鑑提出が任意化され、デジタル化へ向けて商業・法人登記に関連する法令の整備は着々と進んでいるといえる。

また、コロナ禍を背景として、いわゆる“脱ハンコ”の要請が高まったことを踏まえ、商業・法人登記申請の添付書面についても、法令に規定される場合を除き、必ずしも押印を要しないこととなった。加えて、ハンコに代わる電子署名・電子証明書についての技術発展は目覚ましく、その利活用の後押しをする形の法務省等の解釈も公表されたことから、今後、急速に普及していくことが予想される場所である。

以上を踏まえると、商業・法人登記及び企業法務分野における司法書士業務のデジタル化への対応は急務であり、職能団体としてデジタル化への必要な具体策を検討し、かつ実施していくものとする。

一方で、商業・法人登記制度の健全な発展に寄与するために、デジタル社会における登記の真正担保を押し進める提言等を行っていくものとする。

(3) 簡裁訴訟代理等関係業務／裁判書類作成関係業務

令和4年の通常国会にて、民事訴訟法の改正がなされる。同改正により、民事裁判手続がIT化されることとなる。民事訴訟法が改正されると、3つのe(e-Filing、e-CaseManagement、e-Court)が実現することとなり、国民の司法アクセスは格段に向上するものと思われる。

一方で、IT機器に不慣れな方やIT機器を有していない方が存在することも公知の事実である。このような方々を取り残すことなく、司法書士が適切な法的支援ないしIT支援を提供することにより、国民の裁判を受ける権利の保障に寄与する必要がある。

そのためには、訴状の提出等に関する事件管理システムの仕様等についても注視をする必要がある。事件管理システムは、民事訴訟法改正後、具体的な検討が始まるものと思われるが、システムの設計段階から機会を捉えて提言を行う必要がある。簡裁訴訟代理等関係業務や裁判書類作成関係業務を遂行する司法書士の目線のみではなく、本人訴訟の当事者の利便性を追求する提言を行うことが、制度発足当初より裁判書類の作成を担ってきた司法書士に課せられた使命と行うことができるであろう。

民事訴訟法の改正や事件管理システムの構築は、家事事件手続や民事保全、執行、倒産手続等のIT化にも大きな影響を与えるものと考えられる。

とりわけ、執行手続や倒産手続の局面では、登記手続が必要になることも多い。司法書士の専門的知見を活用し、シームレスなデジタル化を実現できるような意見を述べていく必要がある分野であろう。

また、専門職後見人として、司法書士は重要な給源となっているところ、家事事件手続のIT化についても具体的な提言を行っていく必要がある。

民事裁判手続等のIT化が実現した際、会員が円滑かつ適切に業務を遂行し、国民の権利

を擁護するために、動画や資料の作成、研修会等を通じ、会員への周知を図る。

(4) 司法書士実務のデジタル化の検討及び社会全体のデジタル化への対応

令和3年2月15日、日司連公的個人認証有効性確認システムを稼働した。本システムは、公的個人認証(マイナンバーカード)の電子証明書の有効性を確認することができるものであり、この方法による本人確認は、最も厳格なオンライン上の本人確認手法として位置づけられる「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則6条1項1号ワ」の要件を満たすものである。

本システムを、さらに実効的なものとするべく、システム上で公的個人認証や商業登記電子証明書、司法書士電子証明書に基づく電子署名を付与することができ、かつ、電子署名を付与したデータをシステム上で保管することを可能とするための検討を行う。

さらに、トライアルを実施しているODRに関し、システム上でのチャット等の実現や、証跡の確保、合意形成情報の保管についても検討する。

また、ビットコインやイーサリアム等といった暗号資産、非代替性トークンを意味するNFTの登場など、社会全体のデジタル化はますます加速している。

これに加え、令和3年11月17日には、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会中間論点整理」が公表された。法定通貨担保型や暗号資産担保型、無担保型といったステーブルコインが見受けられる中、今後は、中央銀行デジタル通貨の検討も加速すると思われる。デジタル資産が増加した際、不動産登記における決済にも影響を与え得る。

また、遺言書の作成の支援や相続手続を執行する局面、強制執行への影響についても視野に入れておかなければならない。社会全体のデジタル化に的確に対応すべく検討を行う。

2 司法書士会員数増加及び能力増強の推進(最重要課題2)

令和3年4月1日現在の司法書士数は22,718人であり、令和2年4月1日と比較し、6人の減少となっている。研鑽、実践、といった地道で愚直な繰り返しによって、さらなる職域拡大に結び付く法改正がなされる可能性は高くなり、司法書士を目指そうと考える者の増加につながるものと考えられる。司法書士制度が、その利用者である市民にとって有用な制度であり続けるための事業について取り組む。

(1) 司法書士の人的資源拡充のために

司法書士の人的資源を拡充するためには、近年司法書士試験受験者数の減少傾向が続いている現状から、先ず受験者数を増加させるために、司法書士を知ってもらう、そしてなろうと思ってもらうことが必要である。

司法書士を知るきっかけとして、高校生等に対する法律教室の実施や、小学生及び保護者を対象とした親子法律教室の開催、児童養護施設における法教育事業などを推進することにより、多感で活力にあふれる時期に司法書士に触れることで司法書士の魅力を感じ取ってもらう。

また、社会人として様々な経験を積み、多くの知識を持つ、司法書士制度にとって有用な人材に司法書士業界に入ってきてもらうために転職やキャリアアップとしての司法書士受験への社会人に向けての広報にも力を入れていくとともに、あらゆる広報手段を活用して、我々司法書士業務の魅力語る切り口でしっかりと広報をしていく。

その具体的施策の一つとして、研修事業を通じて協力関係にある大学等に対して、司法書

士制度の広報を行うとともに、卒業後は司法試験受験だけでなく、司法書士試験受験という進路選択肢もあることを学生にアピールし、司法書士試験受験数増加に結び付けるべくアピールを行っていく。

(2) 新入会者等を法律専門職にしていくための養成

司法書士制度発展のためには、新たに司法書士となろうとする人材に向け、社会的使命を担う法律専門職としての実務面及び倫理面両面での育成が最重要課題の一つである。

基本的な法知識の下、自ら思考し、クライアントのニーズを斟酌しながら結論を導き出すことのできる実務的能力と、法律専門家としての倫理的素養の両方を備えた司法書士を継続的に養成することは、今後も司法書士制度が国民から長期的に支持されるために必要なことである。

また、従来の実務家養成試験から、法律専門職養成試験へと司法書士試験制度の見直しを検討するとともに、新人研修の在り方についても再検討していく。

(3) 司法書士会員の基礎力及び改正法・新法への対応力強化

司法書士制度発展のためには、既存会員への継続的研修を行うことにより、実情に合わせて次々と改正・制定されていく法律に対する研鑽が必要なことは言うまでもなく、大学等の高等教育機関と連携して、継続した研修を実施していく。

また、社会のデジタル化をはじめとする環境の変化に加え、コロナ禍における社会構造の変容を経て、コロナ後の新たなデジタル社会への対応を模索しつつ、日本全国に普く存在する法律専門職司法書士の能力担保のために、遠隔ライブ配信による同時配信・双方向講義のための設備導入の基盤整備等を一層推進して、会員の多様な研修受講の機会を確保し、よりよい研修制度の発展を目指す。

第3 護り続ける司法書士（重点事業1）

1 さらなる権利擁護活動の推進

権利擁護を使命とする職能として、各種人権問題（とりわけコロナ禍において拡大する格差や貧困の問題）に対し適時に取り組むとともに、複合・複雑化する支援ニーズに対応するため各地に整備される包括的な支援体制に司法書士が関与できるよう働きかけを行う。

個々の会員が市民の権利擁護という使命を自覚し、地域における各種人権問題解決のための実践が一層広がるよう、問題の現状、法的解決手続の具体的活用方法及び地域連携の重要性についての理解の促進を図る。

また、これまでも取り組んできた具体的な課題（経済的困窮者、子ども、高齢者、障がい者等）について、関連する法令の検討を踏まえ、司法書士による問題解決をよりよく行えるような制度設計を行っていく。

なお、成年年齢引下げによる若年層の消費者被害等の防止、啓発等については、自治体、教育機関或いは他資格業団体等と連携しながらの取組みを行う。

民事信託等財産管理業務においても、高齢者や障がい者の生活支援や福祉の向上に寄与する「福祉型信託」の活用を権利擁護の視点から推進していく。

2 後見制度のより良い活用に向けて

近年、成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワーク構築の取組みが、国・地方公

共同体において進められているが、その利用を必要とする市民に、制度のアナウンスが十分行き届いているとは言い難い。そこで、専門職団体の社会的責務として、後見制度に関する適切な相談窓口の体制をさらに充実させたい。そして、第二期利用促進基本計画のとりまとめが議論されている中、トップランナーとして議論の中枢に加わり、積極的な提言を行っていくことはもちろんのことであるが、制度の見直しにあたり、利用者がメリットを実感でき安心して利用できる制度に向けた環境の整備に引き続き参画する。

また、任意後見制度の利用促進に関しては、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組みが求められていることを踏まえ、制度の健全な利用促進に向けた調査・研究を行う。併せて、超高齢社会の多様なニーズに応えるため、福祉型民事信託等との、適切な融合についても検討を行う。

子どもの健全な成長を支援する未成年後見制度は社会的養育の一翼を担うものであり、単に財産管理に留まらず監護教育等を含めた子どもの権利擁護に関わる制度であることから、この制度の役割と有用性を広く発信することで適切な利用の促進を図りたい。また、司法書士が未成年後見業務に適切に対応し社会の要請に答えるための体制の構築について検討するとともに、そもそも、未成年後見を必要とする状況になった背景に注目し、大きな原因と考えられる児童虐待等の問題にも関係部署全体で取り組んでいく。

3 民事信託等財産管理業務推進

民事信託支援業務は、登記業務等と比較して、歴史の浅い分野であり、司法書士の業務としての位置付けや、その他の権利擁護制度(成年後見制度等)とのバランスについても議論が足りているとは言えないものの、現在急速にニーズは高まっている。これを健全に発展させていくため、司法書士が取り組む上で依拠すべき枠組みとして、業務上の位置付けの整理や、倫理・実務上の留意点の策定を行っていくものとする。

また、遺産承継や相続財産管理人・不在者財産管理人、死後事務契約等に係る業務を行うに際して、その意義、他士業との関係、受託・調査・分割等の各段階における注意点等の周知徹底を行っていくものとする。これらと同時に、権利擁護としての財産管理業務推進の観点から、横断的な視点に立ち適切な相談対応を実践していくため、任意後見制度と融合(連携)した、任意後見対応福祉型民事信託モデル(仮称)についても取組みを進めていく。

第4 寄り添い続ける司法書士(重点事業2)

1 150周年記念事業

令和4年8月3日に司法書士制度は150周年を迎える。この重大な節目を、全国の司法書士・司法書士会・関連団体が一丸となり、司法書士制度を未来に繋げる施策を実施する絶好のチャンスと捉え、全国の司法書士会及び司法書士関連団体が協働する「全国一斉相続・遺言相談会」を開催する。この事業により、150年の歴史を承継し、将来に向けて「身近なくらしの中の法律家」として市民に寄り添い続ける司法書士の決意を表明すると共に、所有者不明土地問題や相続登記義務化等の社会の変革に伴う市民の相談ニーズにきめ細かく対応する機会とする。

また、当該イベントに合わせ、相続登記の法律専門家としての司法書士を市民に浸透させ「相続登記相談センター」の周知と司法書士の知名度向上に繋げるため、広報事業を効果的に展開し、一人でも多くの市民が司法書士にアクセスできるよう、充実した広報活動を行う。

2 空き家・所有者不明土地等対策の推進

所有者不明土地は、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど社会経済にも著しい損失を生じさせている。人口減少・超高齢社会が進展し、いわゆる「大相続時代」を迎えようとする中、所有者不明土地等の問題解決は喫緊の課題となっている。このため、これまでに制定された関連する一群の法律の周知を図るとともに、地方公共団体に対する助言や支援を実施したい。農地、林地についても農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律等の制度の啓発を図り、農地や森林経営管理の集積・集約化の促進等に関する事業の法的支援をしていくための施策の検討とその周知を行う。

国は、関係行政機関や民間事業者が土地所有者に関する情報を円滑に把握できるよう、登記所が他の公的機関の台帳（住民基本台帳、戸籍、商業登記等）から、土地所有者の死亡や住所変更情報等を入手し、個人情報保護にも配慮しつつ、不動産登記の最新化に繋げる仕組みを構築することを目指していることから、司法書士による各種請求手続のオンライン化を推し進めるとともに、オンライン化による情報連携の仕組みの検討を進める。

なお、国際化の進展を踏まえ、国内外を問わず土地所有者の所在地等を的確に把握できるよう、海外に居住する土地所有者の日本国内における連絡先を登記事項とするなどの仕組みなどについても注視していく。

空き家対策の推進や区分所有建物の取り扱い、民間による開発や空き家・空き地の利活用等にも配慮しながら空き家・所有者不明土地の抜本的な解消に向けて、具体的な検討を進め必要な対策を実施する。

今後の所有者不明土地等問題への対応及び検討にあたっては、関連分野の専門家等と国や地方公共団体、地域コミュニティ等と関係行政機関との一層の連携体制を構築し、情報共有、情報交換を行いながら対策を講じていく。

3 相続登記促進事業

所有者不明土地等の問題解決に向けた相続登記義務化等の国の様々な施策に関する実務運用開始を見据えて、相続登記の促進は今後の重要テーマであり、その担い手として司法書士及び司法書士制度に大きな期待が寄せられている。司法書士が市民からの最初の相談窓口となるために、全国の司法書士会に設置した「相続登記相談センター」の存在をアピールし、「相続登記・遺言と言えど司法書士」のイメージを更に浸透させていくと共に、市民の多様な相談ニーズに応えるための相談システムの拡充及び民法・不動産登記法改正等に係る研修会開催により相談体制の充実を図る。

司法書士業務の根幹である相続登記について、150年を迎えた司法書士制度の過去を分析し、現状を把握しながら、未来に向けての発展と飛躍のイメージを想定し、全国の司法書士及び司法書士会と連携を深めて一体となって広報・相談事業へ取り組む。

4 紛争解決の推進

マスコミ報道やインターネット、スマートフォンの普及など通信手段の飛躍的発達等、市民が法律的知識や情報を得る機会は増えている。これらの膨大な情報を取捨選択し、自身の問題解決に繋げることは必ずしも容易なことではなく、紛争当事者ともなればなおさらである。各総合相談センターの機能を効果的に活用するため、相談しやすい環境を整備し、司法

書士会調停センターを利用したADR、仲裁、ODR等や、民事・家事の裁判手続、調停等により、司法書士の持てる力を発揮することで、より良い紛争解決に結びつけていくための事業を行う。また、法テラスの積極的な利用を会員へも周知するため、関連する部署との連携を図る。

5 被災者支援

全世界で発生する地震の1割が集中し、毎年のように豪雨被害が発生する災害大国である我が国において、自然災害による被害に起因する法律相談需要は極めて高い。未だ復興の途上とされ、また多くの避難生活を強いられている人々への支援を必要とする東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故や、その他過年度の自然災害に対して司法書士会が行っている市民救援活動への支援を継続する。また、今後も発生することが予想される大規模自然災害への備えとして、これまでの市民救援活動を通じて培ってきた被災者支援活動を担う関係機関・団体との連携を強化するとともに、自治体と司法書士会との災害協定を促進することにより、今後の災害発生時の活動がより効果的に発動できるように体制作りを行う。

さらには、災害発生時の初動からその後の組織対応が速やかに行えるよう、司法書士会内の役割分担、支部等との協働に関する体制を検討整理する。

第5 羽ばたき続ける司法書士

司法書士は、「法の支配」のもと、すべての市民が司法にアクセスできるよう、司法への「ユビキタス・アクセス」を保障する存在であり続ける必要がある。

法はただ単に国民を規制するだけのものではなく、共生のための相互尊重のルールとして、国民の権利を守りまた、国民の責務を明確にすることによって、各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするものである。また、司法とは、すべての当事者を平等・対等の地位に置く公正な手続を通じて、法に基づく権利の救済を図り、ルール違反に対処することにより、法秩序の維持・形成を図るものである。

司法書士は、様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら共に協力して生きていくことのできる「自由で公正な社会」の実現に大きく貢献し続ける存在であらねばならない。

総務部

1 厚生委員会

- ① 会員相互の親睦を深め情報交換を密にするため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、親睦会、新年互礼会、親睦旅行等を企画し実施する。
- ② 人間ドック、健康診断の助成制度の一層の普及を図る。
- ③ 司法書士会館の適正な運営、管理を図る。

2 登録調査・表彰等選考委員会

- ① 登録等の申請者の審査
- ② 各種表彰者の選考

3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

4 総務委員会

- ① 会則等の整備
必要に応じて会則等を改正するとともに、規則・規程・細則等のチェックや整備をする。
- ② 新たな検討課題への対処
WEB 会議システムに関する運用についてなど新たな検討課題があれば、必要に応じて会議を開き、検討する。

5 苦情対応窓口

- ① 市民からの苦情に対しては、迅速な対応を行い早期に問題解決を図っていく。
- ② 綱紀案件にならないよう配慮するとともに、問題の把握に努め、親身になって苦情申出人の話を聞き感情を和らげられるような対応を心掛ける。

6 紛議調停委員会

紛議調停の申立があった場合は、誠実に対応する。

7 非司排除委員会

非司行為をする者及び疑いのある者並びにそれらの者に業務を依頼する者に対し、司法書士法 73 条（非司等の取締り）の規定を周知する。違反者の告発及び告訴等を行うため、関係機関との連携・協力を推進する。司法書士法施行規則第 41 条の 2（司法書士法等違反に関する調査）の規定による法務局長からの調査委嘱に対応し、調査を実施する。

経理部

予算の執行にあたり、会員のみなさんからお預かりしている貴重な会費であることを認

識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて、努力する。

- ①予算執行にあたり、適正を旨とし可能な限り節約に努める。
- ②予算執行にあたり、全体の公平性を常に意識しながら、特定の部会、委員会、団体に対して利害が生じないように努める。
- ③会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

また、適宜、会館において、証憑書類の確認を行い、6か月に1回の監査に対応できるようにする。

業 務 部

- 1 業務推進委員会を開催し、下記内容につき協議し実行する。
 - (1) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する情報収集や周知活動を行う。
 - (2) 研修部や企画事業部等の他部と連携し、収集した情報の共有化を図る。
 - (3) 会員の皆さんに有益な情報を提供する。
 - (4) 相続手続、事業承継や民事信託等の司法書士業務としての課題の検討を行う。
- 2 本年度予定される下記関連会議へ参加し、必要な情報を理事会等へ提供する。
 - (1) 司法書士会・弁護士会・法テラス山梨連絡協議会
 - (2) 山梨県消費者安全確保推進会議
 - (3) 生活困窮者自立支援に係る法テラス山梨地方協議会

研 修 部

1. 会員向け実務研修会の開催

①定例研修会

課せられている研修12単位（うち2単位は倫理研修単位）を満たすのに十分な単位取得機会（1月に1～2回程度）を提供する。

定期的に講師を招いての現実開催を企画するのはもとより、コロナ禍中において現実開催が難しい状況においても、構築し定着したオンライン会議システム「ZOOM」を最大限活用して研修会を催す。

講師、テーマ共に幅広い研修会を企画、開催するとともに、受講者にとって受講しやすい状況を確認することも心掛ける（研修会の後日配信受講や過去の研修データのライブラリー化等）。

また、日司連から提供される研修データのうち、会員の日常業務に繋がると思われる実務性の高いものを会員で共有すべくDVD研修等も積極的に行う。

②連続実務者研修会

令和3年度より始めている「一つのテーマを数回にわたって取扱い、深い知識を習得

するための研修会」を今年度も引き続き開催する予定である。

現状としては、渉外登記や事業承継、民事信託の応用編等が候補に挙がっている。

③年次制研修の開催

平年に戻り、今年度の対象者（30名弱程度）を対象に行う。

研修課題については中央研修所作成・編集のものを使用する予定。

例年に倣い11月の開催予定

2. 新人研修制度の構築及び実施

関東ブロック内で単位会独自の新人研修制度が存在しないのは当会のみである現状を憂い、令和3年度の部会で意見を出し合い、2時間×6コマの配信型研修と一日のみではあるが集合型研修を総称して当会の新人研修とし、新たに会員登録する認定の会員にも受講を促すことと決定した。

今年度は配信型研修の収録、集合型研修の実施を予定している。

3. 支部研修の支援

甲府にある司法書士会館で研修会を行うことが慣例化している現状により、年配の会員から足が遠い旨の意見をいただくこともしばしばあり、その慣例が単位未取得（0単位）の一因となっている。そこで研修部員が支部にお邪魔して支部研修を行うことを支援する試みを行っている。

令和6年4月1日に施行が決定している相続登記義務化をはじめとする不動産登記法改正や利用件数も増加しつつある遺言書保管制度等、司法書士会全会員が習得すべき知識につき対応可能である。

4. 取得単位率向上のための取組み

現状行なっている単位取得状況の通知のほか、単位未取得者、年次研修未受講者への対応方法の協議、与えられた課題を一読し報告する形での単位付与等、決して良いとは言えない当会の単位取得率の向上を様々な視点から検討する。

5. 部会の開催

上記各項目を検討、実施するため、令和3年度に引き続き、「ZOOM」を利用したハイブリッド型での部会を行う。

全体会議(年間3回から5回程度)及び新人研修担当者会議、支部研修支援担当者会議(必要に応じ随時開催)

広報部

1. 対内広報

会員相互の情報交換及び会員への会務に関する周知・連絡のため、本年度も「かいいん通信」の発行を中心に広報活動を行う。

2. 対外広報

司法書士制度の周知及び山梨県司法書士会の活動を広く市民に PR するため、下記の広報活動を行う。

- ・山梨日日新聞への月極広告の掲載（12か月）
- ・山梨日日新聞の新年トップインタビューへの会長の文章の掲載（予定）
- ・ヴァンフォーレ甲府の広告企画への協賛
- ・8月7日（日）開催予定の連合会主催「全国一斉相談会」（司法書士制度150周年記念相談会）への参加

今年度は連合会において司法書士制度150周年を記念した全国一斉相談会を開催する予定であるため、当会もこれに参加する。したがって、広報部では例年どおりの8月3日の司法書士の日無料相談会は開催しない。

- ・山梨県司法書士会 PR グッズの作成及び配布の検討

相談会における相談者の満足度の向上及び次に繋げる手段として、PR グッズを作成し配布を検討する。

- ・市町村広報誌における有料広告掲載の検討

広報媒体としての市町村広報の有用性に鑑み、有料広告欄に PR 文の掲載を検討する。なお、掲載する広報誌については、会の予算を使うことから、一部の市町村に偏ることのないよう、地域的な公平性にも配慮する。

- ・ホームページによる広報展開（リニューアルを含む。）

PR すべき情報があれば、必要に応じて随時ホームページに掲載して広報する。なお、今年度は、スマートフォン用サイトを構築するため、ホームページをリニューアルする。また、それに合わせて、ホームページの保守管理業者も変更する。

- ・インターネット上のWEB広告の検討

- ・司法書士制度150周年の PR

県内の主要駅でのチラシ配布や新聞広告などでの PR を検討する。

- ・上記のほか、必要に応じて予算の範囲内で効果的な広報活動を行いたい。

企 画 事 業 部

年々多様化する司法書士業務の中で、司法書士へ期待される役割も多岐にわたっている。「空家対策」「所有者不明土地対策」「災害時対策」等、各地域によって対応も様々である。司法書士が社会に対して責任ある職能として存在し、市民から信頼され、専門性のさらなる向上に役立つ取り組みをしていくためには、これまで以上に地域社会との連携が必要である。

司法書士業務の拡大と発展のために、社会問題に対し積極的な対応を心がけていくと共に、各会員には、各種事業に積極的に協力いただけるように促していきたい。

1 総合相談センター

①本年度の基本方針

相続登記の義務化を好機ととらえるとともに、司法書士制度150周年に合わせた、積極的な事業展開をします。重点項目は次の通りです。

- ・新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、各種相談会を企画・運営します。
- ・「相続登記相談センター」名の相談会を行い、相続登記・遺言の促進を図ります。
- ・税理士会、宅建協会など関係機関との共催相談会を企画します。
- ・法テラスとの連携強化を図ります。
- ・各地域における相談機会を増加できるよう、相談会を企画・検討いたします。
- ・相談会における直接受託の推進と、一部納入金（10%）の納入徹底を図ります。

②定例相談会の開催

			(各回派遣数)
金曜相談会	第4金曜日	18時～20時	3名
甲斐市相談会	第2金曜日	13時～17時	4名
南アルプス市相談会	第3木曜日	13時～16時	4名
甲府市役所相談会	第1水曜日	10時～13時	2名
火曜相談会	第1・第3火曜日	13時～16時	3名
笛吹社協相談会	毎月1回程度	13時30分～15時30分	1名
富士吉田市役所	毎月10日	13時～16時	1名
都留市心配ごと相談所	第1・第3金曜日	13時～16時	1名
富士急百貨店相談会	第3水曜日	13時～16時	3名
峡東相談会	毎月1回	13時～16時	3名

③単発の相談会

相続登記促進並びに司法書士制度150周年に合わせた相談会

相続登記はお済ですか月間相談会 各支部にて開催

税理士会・司法書士会合同相談会 かいてらす（地場産業センター）で開催

宅建協会との合同相談会

相続登記、遺言に関する相談会

④各種団体の開催する相談会への相談員派遣

1日合同行政相談会

十士会合同相談会

多重債務者相談強化キャンペーン（県民生活センター主催）年2回

法律扶助の日無料相談会（山梨県弁護士会館）

法テラスの日広報活動（甲府駅でグッズ配布）・法テラスの日無料相談会

2 調停センター

(1) 調停センターの運営について

- ① 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底的に行います。

- ② 運営委員全員で運営し、広報活動及び研修会をさらに充実してまいります。
- ③ 各支部・各種団体への説明等引き続き積極的な広報活動を行うと共に、会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ④ 事件管理者・手続実施者のスキル向上や新たな手続実施者養成のため、山梨県司法書士会会員向けのさらに充実した研修会を行いたいと思います。
- ⑤ 規程類の修正（オンライン調停含む）又は運営上の文書類作成、セミナー又は研修会等の内容の決定のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握のために運営委員会を開催します。

（2）案件受託のための工夫

- ① 引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。また、各種団体へ出向き、積極的に広報活動を行います。
- ② 会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案について、ADRによる解決に向けたものについて、当センターを紹介してもらえよう働きかけを行うと共に、運営委員が相談員として積極的に相談会へ参加します。

（3）研修会（セミナー）の実施及び参加

運営委員及び手続実施者名簿登載者の個々のスキルアップのため、また、山梨県司法書士会会員から新たに手続実施者や事件管理者を名簿登載・育成するために、研修会の実施やセミナーへ参加したいと思います。また、会員からの利用促進を目指し、主に新人向けの研修を行いたいと思います。

（4）事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

3 開業支援司法過疎対策委員会

作成した修習目標項目に基づき配属研修の手引書作成を目指す。

4 空家対策委員会

1. 積極的な空家対策事業の推進
2. 各団体・市町村との空家対策に関する協定書の締結
3. 空家等対策に関する相談会の実施並びに講師の派遣
4. 市町村に対する空家対策協議会等への委員派遣
5. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
6. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登載作業
7. 空家等対策事業に関する情報収集及び他団体との情報交換